

遊戯施設が設置出来ない場所

当社の扱うミニ鉄道のうち、動力の有無にかかわらず不特定多数の乗車を目的とするものは、常設、仮設、利用が無料、有料に関わらず、法律上「遊戯施設」に分類されます。

遊戯施設は以下の場所には設置出来ません。

条件が重複する場合は、いずれかが該当すれば設置出来ません。

仮設、常設、有料、無料の区別はありません。

●民地

パチンコ店が営業できない場所と基本的に同一です。

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、位置指定道路（私道）。

農業用地、林業用地、牧場用地、境内地（宗教用地）、学校、幼稚園、博物館など地方税法（固定資産税関係）で利用目的が制限されている場所。これらの場所では営利目的でなくても用途変更や転用等の手続きが必要です。

学校、幼稚園、博物館、交通公園これらに類する教育施設は、遊ぶだけの遊具としては設置出来ませんが、交通安全教育、構造や組立を学ぶ教材等として設置出来る場合があります。ただし講義や実習などの教育プログラムとしての実態が無いと違法になります。

●官地

総面積が5ha以上の公園以外すべて（公衆用道路、河川敷、学校、公共施設、上記民地制限場所内にある公園、遊休地、役所、公民館、広場、交通公園などの特殊目的公園）。

国土交通省により無料の遊戯施設も有料の物と同様に扱う由の指針が出ておりますので、面積の小さい公園では無料でも設置出来ません。無料というのは単独の利用料金だけではなく、施設入場料の徴収なども含まれます。

学校、幼稚園、博物館、交通公園これらに類する教育施設は、遊ぶだけの遊具としては設置出来ませんが、交通安全教育、構造や組立を学ぶ教材等として設置出来る場合があります。ただし講義や実習などの教育プログラムとしての実態が無いと違法になります。